

注一①

株主が株式を譲渡する際に、発行するすべての種類株式について、会社の承認が必要であるとしている会社。

以下、株式譲渡制限のある会社という。

注一①

株主が株式を譲渡する際に、発行している全部または一部の種類の株式において、会社の承認を必要としないとしている会社。

以下、公開会社という。

注一⑤

注一②

取締役及び監査役の任期は、定款により最長10年にできる。

取締役の人数。

取締役の任期は2年、監査役の任期は4年

1から2名

3名以上

取締役会を設置しない。

取締役会を設置する。

株主総会について

- ① 招集通知は会日の2週間前とする。
- ② 招集通知は文書またはメールによる。

株主総会について

- ① 招集通知を会日の1週間前までとする。
- ② 招集通知は文書またはメールによる。

注一③

株主総会について

- ① 定款により招集通知の期日を会日の1週間前でも良いとできる。
- ② 招集通知を口頭、電話等で行うことができる。
- ③ 招集通知に決算書等の添付は必要ない。
- ④ 総会当日の株主の議題提案権がある。

注一⑥

注一⑦

監査機能等

①	監査役	会計監査人
---	-----	-------

監査機能等の中小会社の特例
上記以外に、次のどれかでも良い。

②	監査役	
③	会計権限のみの監査役	
④	なし	

監査機能等

次のどれか。

①	監査役会	会計監査人
②	三委員会等	会計監査人

監査機能等の中小会社の特例
上記以外に次のどれかでも良い。

③	監査役会	
④	監査役	
⑤	会計参与	
⑥	会計権限のみの監査役	

監査機能等

次のどれか。

①	監査役会	会計監査人
②	三委員会等	会計監査人

監査機能等の中小会社の特例
上記以外に次のどれかでも良い。

③	監査役会	
④	監査役	

会計参与は、どの場合でも任意に設置することができる。

- 注一① 株式を譲渡することの承認の権限は、定款により、株主総会、取締役会、代表取締役等のどれかに与えることができる。
- 注一② 公開会社というと、上場企業というイメージがあるが、会社法では、株式の譲渡制限の規定があらゆる種類の株式について、ない会社を言う。
- 注一③ 取締役会がないので、あらゆる重要な経営決議を株主総会で行わなければならないので、招集手続き等が大幅に簡略されている。
- 注一④ 大会社とは、資本の額5億円以上、または、負債総額200億円以上の会社を言う。
- 注一⑤ 役員の任期が短いと、再選重任を繰り返す場合は、役員変更の登記料の負担が重くなる。
そのため、役員の任期を最長の10年にすることは、登記料を軽減する意味でも里婁であるが、一方、役員の任期が長すぎると、役員交替をやり難くするとの疑念が生じる。
その場合の手続きとしては、辞めさせる役員に辞任届を出させる。どうしても同意しない場合は、解任の手続きとなる。
「正当な理由」の有無は、実務の世界では必要と思われるが、会社法は、「正当な理由の有無」については規定をおかず、普通決議により解任を可能としている。
なお、従来の商法においては、解任は特別決議によっていた。
- 注一⑥ 監査役には、原則会計監査権のみでなく、業務監査権を持つ。
- 注一⑦ 三委員会とは、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役をいう。
- その他 会計監査人とは、公認会計士、監査法人をいう。 登記事項。
会計参与とは、法人の会計業務について、会計専門家としてかかわっていく役員をいう。 登記事項。